

軽自動車税について

「軽自動車税」は、4月1日が課税基準日となつています。

現在使用していない車両があり、廃車等の届出をしていない方がおられましたら、3月中に手続きをするようお願いいたします。

届出が遅れた場合、平成30年度も課税の対象となりますのでご注意ください。

■届出先

●福島町ナンバー

(バイク125ccまで)

税務課賦課係

☎ 47-4683

●函館ナンバー

(軽自四輪・二輪)

函館軽自動車協会

☎ 0138-48-2300

●函館ナンバー

(二輪小型自動車)

函館家用自動車協会

☎ 0138-49-6378

■お問い合わせ先

税務課賦課係

☎ 47-4683

固定資産税の各種届出について

毎年1月1日現在の所有者に対し、固定資産税が課税されます。

昨年中に家屋の取り壊しを行った方、又は家屋の名義を変更された方で届出されていない場合は、お早めに届出してください。

■お問い合わせ先

税務課賦課係

☎ 47-4683

土地・家屋価格等縦覧簿の縦覧について

次のとおり、土地・家屋価格等縦覧簿の縦覧を行います。

■縦覧期間

4月2日(月)から

6月1日(金)まで

(土・日、祝日は除く)

8時30分から17時まで

■お問い合わせ先

税務課賦課係

☎ 47-4683

渡島南沿岸海岸保全基本計画案の縦覧について

北海道では、渡島南沿岸海岸保全基本計画の変更にあたり、住民の皆様のご意見を募集しております。

つきましては、計画変更(案)を次のとおり縦覧しますので、ご意見のある場合は、各縦覧場所の所属課に提出してください。

■縦覧期間

2月22日(木)から

3月23日(金)まで

■縦覧及び意見提出場所

▽福島町役場産業課

▽渡島総合振興局

・函館建設管理部

・事業室治水課

・産業振興部水産課

■意見締切日

3月23日(金)

■お問い合わせ先

産業課水産係

☎ 47-3004

プレジャーボート等の漁港利用申請の受付について

平成30年度(平成30年4月1日から1年以内の使用期間)の漁船以外の船舶(プレジャーボートなど)の漁港使用に係る申請を受け付けております。

■使用可能漁港・隻数

○福島漁港 34隻

○吉岡漁港 4隻

■申請受付期間

3月1日(木)から

3月15日(木)まで

■必要書類

①施設使用許可申請書

②船舶検査証の写し

③船舶全体・船名を撮影した写真

④海技免許の写し

※申請者が定数を上回った場合には、抽選となります。

■お問い合わせ先

産業課水産係

☎ 47-3004

船揚場・漁港を利用しているみなさまへ

船揚場及び漁港を使用する場合の使用料は、4月1日を基準としております。

船揚場・漁港に置いてある船舶は、使用の有無にかかわらず使用料がかかりますので、使用しない船舶は3月中に撤去されますようお願いいたします。

また、船揚場・漁港では、ゴミのポイ捨てなどはせず、きれいに使用しましょう。

■お問い合わせ先

産業課水産係

☎ 47-3004

「水銀使用廃棄製品」を回収します

今年4月より、水銀を含む乾電池や水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計の回収が義務化となりました。

3月下旬までに、各家庭へ回収専用袋を配布する予定です。